

警察官採用試験に係る面接官の登録等に関する要綱の改正について

令和2年9月9日  
大通達甲（警）第39号  
警察本部長から本部各課  
・所・隊長、警察学校長、  
各警察署長宛て

（概要）

この通達は、事前に登録された面接官による質の高い面接試験を実施することにより、一般的な知識や知能のみにとらわれない人物重視の採用試験を確立し、真に警察官たるにふさわしい者を採用するため、警察官採用試験に係る面接官の登録等に関し必要な事項を定めたものである。